

## 太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に係るフローチャート

出力が50kW以上または事業区域面積が500㎡以上の設備（一部例外を除く）

はい

いいえ

届出の適用外ですが、茨城県のガイドライン等を参考にして、維持管理等は適正に行い、事業の実施に努めてください。

### ①事前協議（正副2部提出）

事前協議申出書（様式第1号）

□添付図書[別表第2]（※）縮尺1,000分の1以上

- ・位置図及び案内図
- ・土地造成計画平面図（※）
- ・土地造成計画断面図（縦断図及び横断図）（※）
- ・公図の写し（事業区域及び隣接地の地番並びに所有者及び近隣関係者の氏名）
- ・事業区域内の土地の登記事項証明書の写し（3か月以内の発行）

### ②説明会の開催（個別訪問でも可）

#### 【近隣関係者】

- ・事業区域に隣接する土地の所有者並びに事業区域の境界から50mの区域内に存する建築物の所有者及び使用者

#### 【地域住民】

- ・近隣関係者及びその区域に事業区域の一部又は全部を有する行政区、自治会等

### ③実施協議（工事に着手しようとする日の30日前までに、正副2部提出）

(1)実施協議申出書（様式第2号） (2)太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第2号別紙1）

(3)近隣関係者説明報告書（様式第2号別紙2） (4)地域住民説明会報告書（様式第2号別紙3）

□添付図書[別表第3]（※）縮尺1,000分の1以上

- ・位置図及び案内図
- ・土地造成計画平面図（※）
- ・土地造成計画断面図（縦断図及び横断図）（※）
- ・排水施設構造図
- ・工作物設計図
- ・公図の写し（事業区域及び隣接地の地番並びに所有者及び近隣関係者の氏名）
- ・排水に係る放流承諾書
- ・事業区域内の土地の登記事項証明書の写し（3か月以内の発行）
- ・境界確定図及び求積図
- ・維持管理計画書
- ・撤去及び廃棄物処理計画
- ・再生可能エネルギー発電事業計画認定書の写し

### ④工事着手の届出等

工事に着手、中止、再開又は完了した場合は、その都度、速やかに工事着手届出書（様式第5号）、工事（中止・再開）届出書（様式第7号）、工事完了届出書（様式第8号）を提出してください。また、事業者は太陽光発電設備設置事業の施工期間中、事業区域内の見やすい場所に標識（様式第6号）を設置してください。

### ⑤市職員による完了後の現地確認

市職員による、設備周辺の状況や塀柵、標識の設置等について現地確認をいたします。立会等は特に必要ありません。